

広島県告示第二百九十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第三条第一項第五号に規定する別段の面積を次のように定め、平成二十年四月一日から施行する。

なお、この告示の施行の日前に農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第一条の二第一項又は第三項の規定により農業委員会（同委員会を経由する場合を含む。）又は知事に提出された申請書に対する農地法第三条第一項の許可については、同告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

また、平成十五年広島県告示第千五百二十三号（農地法第三条第二項第五号の規定による面積に代わるべき面積）は、平成二十一年三月三十一日限り廃止する。

平成二十一年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

一次の表の上欄に掲げる市町のうち中欄に掲げる区域にあっては、十アール

市町名	適用区域	備考
広島市		
中区		
東区の旧安芸町を除く区域	旧安芸町とは、昭和三十一年三月三一日における安芸郡安芸町の区域をいう。	
南区	旧船越町とは、昭和二十五年二月一日における安芸郡船越町の区域をいう。	
安芸区の旧矢野町	旧矢野町とは、昭和二十五年二月一日における安芸郡矢野町の区域をいう。	
旧吳市	旧吳市とは、昭和二十五年二月一日における吳市の区域をいう。	
旧大屋村	旧大屋村とは、昭和二十五年二月一日における安芸郡大屋村の区域をいう。	
下蒲刈町	下蒲刈町	
蒲刈町	蒲刈町	旧竹原町とは、昭和二十五年二月一日における賀茂郡竹原町の区域をいう。
音戸町	音戸町	旧下野村とは、昭和二十五年二月一日における賀茂郡下野村の区域をいう。
川尻町	川尻町	旧忠海町とは、昭和二十五年二月一日における豊田郡忠海町の区域をいう。
旧竹原町	旧竹原町	旧大乗村とは、昭和二十五年二月一日における豊田郡大乗村の区域をいう。
旧下野村	旧下野村	旧吉名村とは、昭和二十五年二月一日における豊田郡吉名村の区域をいう。
旧忠海町	旧忠海町	
旧大乗村	旧大乗村	
旧吉名村	旧吉名村	

広島市		市町名	適用区域	備考	尾道市
西区	安佐南区の旧祇園町	東区の旧安芸町	旧安芸町とは、昭和三一年三月三一日における安芸郡安芸町の区域をいう。	旧祇園町とは、昭和二五年二月一日における安佐郡祇園町の区域をいう。	旧浦崎村 旧東生口村 旧三庄町 旧土生町 旧上川辺村 旧府中町 旧河佐村 旧岩谷村 旧河谷村 旧栗生村 旧国府村 旧下川辺村 旧上下町の旧上下町 旧甘日市町 旧奥海田村 旧海田市町 宮島町 全域
			旧安芸町とは、昭和三一年三月三一日における安芸郡海田市町の区域をいう。	旧海田市町とは、昭和二五年二月一日における安芸郡海田市町の区域をいう。	旧東生口村とは、昭和二五年二月一日における豊田郡東生口村の区域をいう。 旧三庄町とは、昭和二五年二月一日における御調郡三庄町の区域をいう。 旧土生町とは、昭和二五年二月一日における御調郡土生町の区域をいう。 旧上川辺村とは、昭和二五年二月一日における御調郡上川辺村の区域をいう。 旧府中町とは、昭和二五年二月一日における御調郡府中町の区域をいう。 旧河佐村とは、昭和二五年二月一日における岩谷村とは、昭和二五年二月一日における御調郡岩谷村の区域をいう。 旧河谷村とは、昭和二五年二月一日における岩谷村とは、昭和二五年二月一日における御調郡岩谷村の区域をいう。 旧栗生村とは、昭和二五年二月一日における御调郡栗生村の区域をいう。 旧国府村とは、昭和二五年二月一日における御调郡国府村の区域をいう。 旧下川辺村とは、昭和二五年二月一日における御调郡下川辺村の区域をいう。 旧上下町とは、昭和二五年二月一日における御调郡上下町の区域をいう。 旧甘日市町とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡甘日市町の区域をいう。
			旧安芸郡海田町	旧海田市町とは、昭和二五年二月一日における安芸郡海田町の区域をいう。	旧甘日市市 廿日市市 宮島町 全域
			田町	旧奥海田村 旧海田市町 宮島町 全域	町 安芸郡坂 中町 安芸郡府 田町 安芸郡海 廿日市市 廿日市市 宮島町 全域

二次の表の上欄に掲げる市町のうち中欄に掲げる区域にあっては、二十アール

豊田郡大崎上島町	羅町	世羅郡世	芸太田町	山県郡安芸太田町	江田島市	廿日市市	大竹市	府中市	福山市	旧向島東村
全域	旧甲山町	旧甲山町	旧戸河内町	旧筒賀村	旧加計町	旧加計町とは、昭和三一年九月三〇日における山県郡筒賀村の区域をいう。	旧木野村	旧小方村	旧福山市	旧大浜村
						旧甘日市町、旧原村、旧吉和村、旧佐伯町及び宮島町を除く区域	旧大竹町	玖波町及び玖波一丁目から八丁目までの区域	旧阿字村	旧田熊町

旧向島東村とは、昭和二五年二月一日における御調郡向島東村の区域をいう。

旧大浜村とは、昭和二五年二月一日における御調郡大浜村の区域をいう。

旧中庄村とは、昭和二五年二月一日における御調郡中庄村の区域をいう。

旧大浜村とは、昭和二五年二月一日における御調郡田熊町の区域をいう。

旧田熊町とは、昭和五〇年二月一日における福山市の区域をいう。

旧福山市とは、昭和二五年二月一日における福山市の区域をいう。

旧福山市とは、昭和二五年二月一日における福山市の区域をいう。

旧阿字村とは、昭和二五年二月一日における芦品郡阿字村の区域をいう。

旧大正村とは、昭和二五年二月一日における芦品郡大正村の区域をいう。

旧小方村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡小方村の区域をいう。

旧大竹町とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡大竹町の区域をいう。

旧木野村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡木野村の区域をいう。

旧甘日市町、旧原村及び旧吉和村とは昭和二五年二月一日における佐伯郡甘日市町、原村及び吉和村の区域をいい、旧佐伯町とは昭和三〇年四月一日における佐伯郡佐伯町の区域をいう。

三 次の表の上欄に掲げる市町のうち中欄に掲げる区域にあっては、三十アール

市町名	適用区域	備考
広島市	安佐南区の旧沼田町	旧沼田町とは、昭和三〇年四月一日における安佐郡沼田町の区域をいう。
安佐北区の旧安佐町	旧安佐町とは、昭和三〇年三月三一日における安佐郡安佐町の区域をいう。	旧白木町とは、昭和三一年九月三〇日における高田郡白木町の区域をいう。
安佐北区の旧白木町	旧白木町とは、昭和二五年二月一日における賀茂郡熊野跡村の区域をいう。	旧熊野跡村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡砂谷村の区域をいう。
安芸区の旧熊野跡村	旧熊野跡村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡砂谷村の区域をいう。	旧水内村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡水内村の区域をいう。
安芸区の旧白木町	旧白木町とは、昭和三一年九月三〇日における高田郡白木町の区域をいう。	旧石内村、旧河内村及び旧觀音村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡石内村、河内村及び觀音村の区域をいう。
佐伯区の旧砂谷村	旧砂谷村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡砂谷村の区域をいう。	旧水内村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡水内村の区域をいう。
佐伯区の旧水内村	旧水内村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡水内村の区域をいう。	旧石内村、旧河内村及び旧觀音村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡石内村、河内村及び觀音村の区域をいう。
佐伯区の旧石内村、旧河内村及び旧觀音村の区域	佐伯区の旧石内村、旧河内村及び旧觀音村の区域をいう。	佐伯区の旧石内村、旧河内村及び旧觀音村の区域をいう。
三原市	豊浜町 安浦町	豊浜町の旧御手洗町を除く区域
尾道市	旧深田村 旧三原市 旧美ノ郷村	旧深田村 旧三原市 旧美ノ郷村
旧木ノ庄村の旧尾道市の区域	旧木ノ庄村 旧原田村	旧木ノ庄村の旧尾道市の区域 旧木ノ庄村 旧原田村
旧木ノ庄村の旧御調町の区域	旧木ノ庄村 旧菅野村 旧上川辺村 旧市村 旧諸田村	旧木ノ庄村とは、昭和二五年二月一日における御調郡原田村の区域をいう。 旧木ノ庄村とは、昭和二五年二月一日における御調郡木ノ庄村の区域をいい、旧御调町とは昭和三一年九月三〇日における御调郡御调町の区域をいう。 旧上川辺村とは、昭和二五年二月一日における御调郡上川辺村の区域をいい。 旧市村とは、昭和二五年二月一日における御调郡市村の区域をいう。 旧諸田村とは、昭和二五年二月一日における御调郡诸田村の区域をいう。

四 次の表の上欄に掲げる市町のうち中欄に掲げる区域にあつては、四十アール

府中市	三次市	上下町の旧上下町を除く区域
神石郡	大竹市	旧船佐村
三原市	市町名	斗升町
旧高坂村のうち、本郷町及び久井町の旧高坂村を除く区域	適用区域	旧諸田村
旧長谷村	備考	旧諸田村とは、昭和二五年二月一日における甲奴郡上下町の区域をいう。
旧沼田西村	備考	旧船佐村とは、昭和二五年二月一日における御調郡諸田村の区域をいう。
旧高坂村とは、昭和二五年二月一日における豊田郡長谷村の区域をいう。	備考	旧船佐村とは、昭和二五年二月一日における高田郡船佐村の区域をいう。
旧長谷村とは、昭和二五年二月一日における豊田郡沼田西村の区域をいう。	備考	旧十日市町とは、昭和二五年二月一日における双三郡三次町の区域をいう。
旧沼田西村とは、昭和二五年二月一日における豊田郡沼田西村の区域をいう。	備考	旧三次町とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡栗屋村の区域をいう。
旧高坂村とは、昭和二五年二月一日における山県郡大朝町の区域をいう。	備考	旧栗屋村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡栗屋村の区域をいう。
旧千代田町とは、昭和二五年二月一日における山県郡千代田町の区域をいう。	備考	旧栗谷村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡栗屋村の区域をいう。
旧三川村とは、昭和二五年二月一日における世羅郡三川村の区域をいう。	備考	旧友和村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡友和村の区域をいう。
旧大朝町とは、昭和四九年四月一日における山県郡大朝町の区域をいう。	備考	旧原村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡原村の区域をいう。
旧吉和村とは、昭和二五年二月一日における佐伯郡吉和村の区域をいう。	備考	旧佐伯町とは、昭和三〇年四月一日における佐伯郡佐伯町の区域をいう。
旧吉田町とは、昭和二五年二月一日における高田郡吉田町の区域をいう。	備考	旧佐伯町とは、昭和三〇年四月一日における佐伯郡佐伯町の区域をいう。
吉田町の旧吉田町		
市		
安芸郡熊野町		
安芸郡安芸高田市		
安芸郡安芸高田市		
山県郡北広島町		
山県郡世羅町		
神石郡世羅町		
石高原町	全域	三次市
三原市	市町名	府中市
次の表の上欄に掲げる市町のうち中欄に掲げる区域にあつては、四十アール	適用区域	上下町の旧上下町を除く区域

羅町	世羅郡世	市	安芸高田	東広島市	三次市	尾道市	旧鷺浦村
旧宇津戸村		八千代町	旧河内町	黒瀬町	作木町	旧南生口村	旧下北方村とは、昭和二五年一月一日における豊田郡鷺浦村の区域をいう。
旧宇津戸村とは、昭和二五年一月一日における御調郡宇津戸村の区域をいう。			安芸津町		旧奥村	旧上北方村とは、昭和二五年二月一日における豊田郡上北方村の区域をいう。	旧船木村とは、昭和二五年一月一日における豊田郡船木村の区域をいう。